

1 公正・透明な行財政運営の確立

取組概要	主な取組																														
<p>ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の確保 (ア) コンプライアンスの徹底</p>	<p>◎ コンプライアンス推進計画の策定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年 3 月、コンプライアンスに関して職員が意識すべき基本的項目（7つの行動規範）とコンプライアンス推進体制を定めた「千葉県コンプライアンス基本指針」を策定し、指針に基づき具体的な取組を盛り込んだ「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度策定・実施しています。 計画は、毎年度実施状況を取りまとめ、外部有識者で構成される「千葉県コンプライアンス推進委員会」からの助言を受けて、知事直轄の推進組織である「千葉県コンプライアンス推進本部」で検証した上で必要な修正を加え、次年度の計画に反映しています。 <p>◎ 研修によるコンプライアンス意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 「千葉県コンプライアンス推進計画」に基づき、「知識」だけではなく日常業務における「意識付け」を図るための階層別研修や、特別研修を実施しています。 財務会計事務や入札契約事務における適正な処理を行うため、財務会計事務、物品委託契約、建設工事等に係る入札・契約事務等について、毎年度、それぞれ担当部署が主催する研修により業務担当者への意識の徹底を図っています。 <p>《主な研修実績(受講者数：延べ人数)》</p> <table border="1" data-bbox="741 934 1980 1216"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>階層別研修</td> <td>1,275</td> <td>1,265</td> <td>1,007</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別研修</td> <td>613</td> <td>520</td> <td>276</td> <td>対象:過去にコンプライアンス研修を受講していない職員等</td> </tr> <tr> <td>財務会計事務等研修</td> <td>1,337</td> <td>1,502</td> <td>3,265</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約事務担当者研修会</td> <td>421</td> <td>406</td> <td>368</td> <td>物品・委託関係</td> </tr> <tr> <td>入札・契約担当者説明会</td> <td>350</td> <td>360</td> <td>317</td> <td>建設工事関係</td> </tr> </tbody> </table>		H24	H25	H26	備考	階層別研修	1,275	1,265	1,007		特別研修	613	520	276	対象:過去にコンプライアンス研修を受講していない職員等	財務会計事務等研修	1,337	1,502	3,265		契約事務担当者研修会	421	406	368	物品・委託関係	入札・契約担当者説明会	350	360	317	建設工事関係
	H24	H25	H26	備考																											
階層別研修	1,275	1,265	1,007																												
特別研修	613	520	276	対象:過去にコンプライアンス研修を受講していない職員等																											
財務会計事務等研修	1,337	1,502	3,265																												
契約事務担当者研修会	421	406	368	物品・委託関係																											
入札・契約担当者説明会	350	360	317	建設工事関係																											
<p>(イ) 内部牽制機能の確保</p>	<p>◎ 会計検査、特別監察及び行政監察の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 会計検査については、改善事項の多い所属に対する検査を重点的に実施するとともに、検査項目や着眼点等を精査し、引き続き効果的な検査を実施してまいります。 平成 26 年度千葉県コンプライアンス推進計画では、経理に関する抜き打ちの特別監察に加え、服務や執行体制など経理事務以外の特定事項についても行政監察を実施することとし、出先機関 25 所属に対し、サービスをはじめ、入札・契約事務等の適正執行の確保を監察項目とした行政監察を実施しました。 <p>《実施件数(所属数)》</p> <table border="1" data-bbox="741 1587 1325 1777"> <thead> <tr> <th></th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会計検査</td> <td>352</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>特別監察(経理関係)</td> <td>44</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>行政監察(サービス等)</td> <td>—</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 物品調達・物品管理の適正な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 共通消耗品の調達については、各部局で集中調達機関を設置し、一括発注することにより適正化を図っています。 共通消耗品以外の物品(印刷を含む)についても、予定価格が 100 万円超の案件は一般競争入札、100 万円以下の案件はオープンカウンター方式(公開見積合わせ)によってそれぞれ契約の相手方を決定することにより、透明性・競争性の向上を図っています。 		H25	H26	会計検査	352	370	特別監察(経理関係)	44	63	行政監察(サービス等)	—	25																		
	H25	H26																													
会計検査	352	370																													
特別監察(経理関係)	44	63																													
行政監察(サービス等)	—	25																													

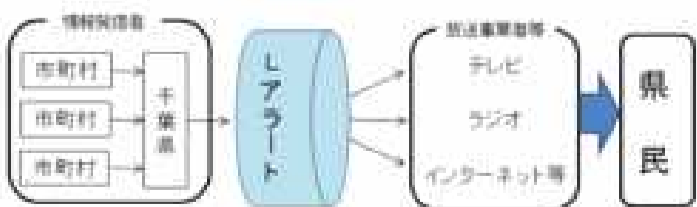
2 組織・人材改革

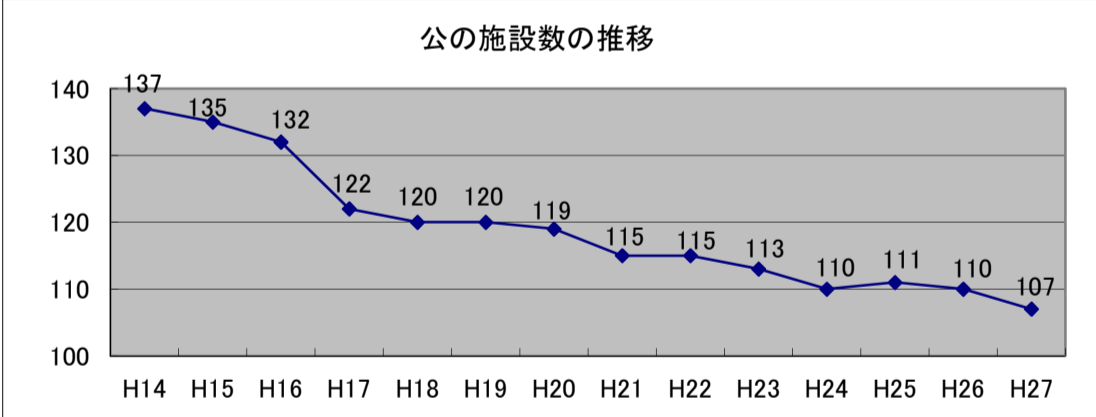
取組概要	主な取組
<p>ア 組織・機構改革 (ア) 本庁組織・出先機関の見直し</p>	<p>地方創生や東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制の整備を行うとともに、県の重要施策に対して必要な人員を確保しました。</p>
<p>(イ) 施策横断的課題に対する包括的プロジェクトマネジメントの拡大</p>	<p>◎ 施策横断的課題に対する包括的なプロジェクトマネジメントの拡大</p> <p>部局横断的な課題に対応するため、従来から庁内にプロジェクトチームを設置しているところですが、平成 27 年度に向けては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少社会において持続可能な社会を維持するため、各部局次長等を構成員とする「地方創生プロジェクトチーム」を新たに設置することとしました。</p> <p>(参考：プロジェクトチームの設置状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地方創生プロジェクトチーム(新規 H27～) ② 人口減少・少子化対策プロジェクトチーム(H26～) ③ 総合計画推進チーム(H25～) ④ 統計分析・活用推進チーム(H25～) ⑤ 千葉の魅力発信戦略推進チーム(H21～) ⑥ バイオマスプロジェクトチーム(H16～)

(ウ) 地方独立行政法人制度の導入検討	制度の導入検討について、主に病院や研究所などを対象としてきましたが、今後も引き続き効果的な組織のあり方を検討します。																																																																															
(エ) 審議会等の附属機関の見直し	<p>◎ 審議会等の附属機関の見直し</p> <p>平成 23 年 9 月に「附属機関の設置及び運営等に関する指針」を改正、全ての機関について見直しを行うこととし、平成 25 年度には条例改正を伴う附属機関への移行や統廃合等を行いました。</p> <p>≪ 附属機関の設置状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）≫</p> <table border="1" data-bbox="758 368 1818 733"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関数</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法令必置</td> <td>49</td> <td>附属機関の設置に関し、法令において「置く」「置くものとする」とされているもの。</td> </tr> <tr> <td>法令任意設置</td> <td>30</td> <td>附属機関の設置に関し、法令において「置くことができる」「置かなければならない」とされているもの。</td> </tr> <tr> <td>条例設置</td> <td>39</td> <td>法令を設置根拠にしないもので、条例（行政組織条例又は個別条例）により設置をしているもの。</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>118</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 機関数の推移</p> <table border="1" data-bbox="804 777 1625 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>12. 3</th> <th>13. 3</th> <th>22. 4</th> <th>23. 4</th> <th>24. 4</th> <th>25. 4</th> <th>26. 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属機関</td> <td>163</td> <td></td> <td>105</td> <td>104</td> <td>102</td> <td>101</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>要綱設置</td> <td>97</td> <td></td> <td>145</td> <td>127</td> <td>109</td> <td>52</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>260</td> <td></td> <td>250</td> <td>231</td> <td>211</td> <td>153</td> <td>118 (▲22.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 委員数の推移</p> <table border="1" data-bbox="804 1077 1677 1317"> <thead> <tr> <th></th> <th>12. 3</th> <th>13. 3</th> <th>22. 4</th> <th>23. 4</th> <th>24. 4</th> <th>25. 4</th> <th>26. 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>附属機関</td> <td>2,247</td> <td></td> <td>1,791</td> <td>1,609</td> <td>1,522</td> <td>1,451</td> <td>1,466</td> </tr> <tr> <td>要綱設置</td> <td>1,591</td> <td></td> <td>1,472</td> <td>1,097</td> <td>965</td> <td>499</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,838</td> <td></td> <td>3,263</td> <td>2,706</td> <td>2,487</td> <td>1,950</td> <td>1,466 (▲24.9%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）は前年比</p>	区分	機関数	説明	法令必置	49	附属機関の設置に関し、法令において「置く」「置くものとする」とされているもの。	法令任意設置	30	附属機関の設置に関し、法令において「置くことができる」「置かなければならない」とされているもの。	条例設置	39	法令を設置根拠にしないもので、条例（行政組織条例又は個別条例）により設置をしているもの。	合計	118			12. 3	13. 3	22. 4	23. 4	24. 4	25. 4	26. 4	附属機関	163		105	104	102	101	118	要綱設置	97		145	127	109	52	—	合計	260		250	231	211	153	118 (▲22.9%)		12. 3	13. 3	22. 4	23. 4	24. 4	25. 4	26. 4	附属機関	2,247		1,791	1,609	1,522	1,451	1,466	要綱設置	1,591		1,472	1,097	965	499	—	合計	3,838		3,263	2,706	2,487	1,950	1,466 (▲24.9%)
区分	機関数	説明																																																																														
法令必置	49	附属機関の設置に関し、法令において「置く」「置くものとする」とされているもの。																																																																														
法令任意設置	30	附属機関の設置に関し、法令において「置くことができる」「置かなければならない」とされているもの。																																																																														
条例設置	39	法令を設置根拠にしないもので、条例（行政組織条例又は個別条例）により設置をしているもの。																																																																														
合計	118																																																																															
	12. 3	13. 3	22. 4	23. 4	24. 4	25. 4	26. 4																																																																									
附属機関	163		105	104	102	101	118																																																																									
要綱設置	97		145	127	109	52	—																																																																									
合計	260		250	231	211	153	118 (▲22.9%)																																																																									
	12. 3	13. 3	22. 4	23. 4	24. 4	25. 4	26. 4																																																																									
附属機関	2,247		1,791	1,609	1,522	1,451	1,466																																																																									
要綱設置	1,591		1,472	1,097	965	499	—																																																																									
合計	3,838		3,263	2,706	2,487	1,950	1,466 (▲24.9%)																																																																									
ウ 人材改革	<p>◎ 職員の生産性向上の推進</p> <p>計画の柱の 1 つである「組織・人材改革」については、人口減少・高齢化社会を迎えて行政ニーズが多様化・高度化する中で改革を推進するための必要な考え方を平成 26 年度に千葉県行政改革審議会に諮問したところ、「千葉県の組織・人材改革の推進に関する提言書」が答申されました。</p> <p>この提言を踏まえ、組織・人材のマネジメントの高度化等に向けた取組を進めています。</p> <p>≪ 「千葉県の組織・人材改革の推進に関する提言書」概要（『取組の方向性』抜粋）≫</p> <table border="1" data-bbox="741 1611 1980 2000"> <thead> <tr> <th>組織・人材マネジメントの高度化</th> <th>個々の職員の能力向上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 管理職のリーダーシップの発揮</td> <td>① OJT による人材育成</td> </tr> <tr> <td>② 班長等のマネジメント力の向上</td> <td>② 計画的な配置換えによる人材育成</td> </tr> <tr> <td>③ ワークライフ・バランスの推進</td> <td>③ 職務に対する意欲と働きがいの醸成</td> </tr> <tr> <td>④ 多様な職員の力を生かした組織マネジメントの展開</td> <td>④ 高齢期職員の人材育成とノウハウの継承</td> </tr> <tr> <td>⑤ 任用形態の異なる職員の定員管理手法の確立</td> <td>⑤ 人材育成方針の見直し</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職員の意欲や能力を引き出す制度環境の整備</td> </tr> <tr> <td colspan="2">① 人事評価制度の運用見直し ② 職員研修制度の充実強化 ③ 体制の整備</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 職員の能力開発の推進 ・組織力向上に向けた OJT の強化</p> <p>≪平成 26 年度の主な研修≫</p> <p>① 階層別研修（組織マネジメント能力を習得し、OJT の活性化・定着化を図るための研修科目を設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任所属長研修：「ミッション・マネジメント」 ・ 副課長・主幹級研修：「リーダーシップ」 ・ 育成指導者研修：コーチングやリーダーシップに関する講義 ・ 副主幹級研修：「マネジメントの基本」 ・ 主査級研修：「部下力向上」 ・ 副主査級研修：「共感力向上」 ・ 新採職員研修：「仕事の進め方」 <p>② パワーアップ研修（希望者を対象）：「ファシリテーション」、「チームビルディング」など</p> <p>③ 特別研修：「人材育成（OJT）研修」</p>	組織・人材マネジメントの高度化	個々の職員の能力向上	① 管理職のリーダーシップの発揮	① OJT による人材育成	② 班長等のマネジメント力の向上	② 計画的な配置換えによる人材育成	③ ワークライフ・バランスの推進	③ 職務に対する意欲と働きがいの醸成	④ 多様な職員の力を生かした組織マネジメントの展開	④ 高齢期職員の人材育成とノウハウの継承	⑤ 任用形態の異なる職員の定員管理手法の確立	⑤ 人材育成方針の見直し	職員の意欲や能力を引き出す制度環境の整備		① 人事評価制度の運用見直し ② 職員研修制度の充実強化 ③ 体制の整備																																																																
組織・人材マネジメントの高度化	個々の職員の能力向上																																																																															
① 管理職のリーダーシップの発揮	① OJT による人材育成																																																																															
② 班長等のマネジメント力の向上	② 計画的な配置換えによる人材育成																																																																															
③ ワークライフ・バランスの推進	③ 職務に対する意欲と働きがいの醸成																																																																															
④ 多様な職員の力を生かした組織マネジメントの展開	④ 高齢期職員の人材育成とノウハウの継承																																																																															
⑤ 任用形態の異なる職員の定員管理手法の確立	⑤ 人材育成方針の見直し																																																																															
職員の意欲や能力を引き出す制度環境の整備																																																																																
① 人事評価制度の運用見直し ② 職員研修制度の充実強化 ③ 体制の整備																																																																																
(ウ) 職員の能力を的確に活かす人事システムの構築	<p>◎ 人事評価制度の見直し</p> <p>本県では、目標チャレンジプログラムによる人事評価を実施していますが、平成 28 年 4 月から施行される予定の改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、制度の見直しや評価結果の活用の拡大について検討を進めています。</p>																																																																															

<p>エ 公営企業改革 (ア) 企業庁</p>	<p>企業庁では、平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間で清算期間とし、土地の処分や公共施設の引継等を推進しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年度末で約 780 ヘクタールあった未処分土地については、平成 25 年度に 152 ヘクタール、平成 26 年度は 61 ヘクタールの処分を進めました。 市町への公共施設の引継については、浦安市について、全ての施設の引継について合意済みであり、千葉市については、平成 26 年 3 月に、幕張ベイタウン空気輸送システム及び拡大地区共同溝の引継について合意し、協定書を締結したところです。その他の市町についても概ね合意がされている状況です。 工業用水道事業については、技術の共有や人材育成の観点など将来的な経営の効率化を図るため、水道局に移管することとしています。 <p>平成 28 年度以降の組織については、当分の間、残資産の処分を迅速に進める必要があること、千葉ニュータウン事業について、都市再生機構との協定に基づき平成 30 年度までは共同で事業の清算を行う必要があることから、平成 30 年度までは地方公営企業法に定める管理者を置くこととしています。</p>																																																																																																																														
<p>オ 公社等外郭団体改革</p>	<p>平成 24 年 3 月に策定した「公社等外郭団体の改革方針」に基づき団体ごとの改革を進めているところですが、平成 26 年度末で方針の策定から 3 年を経過することから、更なる改革に向けて検討を進めていきます。</p> <p>(1) 団体数 (各年度 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="779 789 1843 1160"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14 年度 (a)</th> <th>23 年度 (b)</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>(27 年度) (c)</th> <th>(c)-(a)</th> <th>(c)-(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人数</td> <td>56</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>△ 19</td> <td>△ 2</td> </tr> <tr> <td>財団・社団法人</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>23</td> <td>24</td> <td>△ 13</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>株式会社</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>△ 6</td> <td>△ 1</td> </tr> <tr> <td>特別法法人</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 公益社団法人千葉県青果物価格補償協会は平成 26 年 3 月 31 日に出資引揚、公益社団法人千葉県園芸協会は平成 26 年 7 月 31 日に出資のため、平成 26 年 4 月 1 日現在の法人数は 36 となる。</p> <p>(2) 役職員数 (各年度 7 月 1 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="779 1288 1896 1712"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14 年度 (a)</th> <th>23 年度 (b)</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>(27 年度) (c)</th> <th>(c)-(a)</th> <th>(c)-(b)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常勤役職員総数</td> <td>3,639</td> <td>1,975</td> <td>2,009</td> <td>2,014</td> <td>2,005</td> <td>1,982</td> <td>△ 1,657</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>役員数</td> <td>152</td> <td>80</td> <td>82</td> <td>83</td> <td>82</td> <td>84</td> <td>△ 68</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>うち県退職者</td> <td>89</td> <td>42</td> <td>40</td> <td>42</td> <td>41</td> <td>42</td> <td>△ 47</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>うち県派遣</td> <td>25</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>△ 18</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>3,487</td> <td>1,895</td> <td>1,927</td> <td>1,931</td> <td>1,923</td> <td>1,898</td> <td>△ 1,589</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>うち県退職者</td> <td>11</td> <td>24</td> <td>35</td> <td>39</td> <td>43</td> <td>36</td> <td>25</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>うち県派遣</td> <td>677</td> <td>149</td> <td>130</td> <td>106</td> <td>90</td> <td>86</td> <td>△ 591</td> <td>△ 63</td> </tr> </tbody> </table>	年度	14 年度 (a)	23 年度 (b)	24 年度	25 年度	26 年度	(27 年度) (c)	(c)-(a)	(c)-(b)	法人数	56	39	37	37	36	37	△ 19	△ 2	財団・社団法人	37	25	24	24	23	24	△ 13	△ 1	株式会社	12	7	6	6	6	6	△ 6	△ 1	特別法法人	5	5	5	5	5	5	0	0	社会福祉法人	2	2	2	2	2	2	0	0	年度	14 年度 (a)	23 年度 (b)	24 年度	25 年度	26 年度	(27 年度) (c)	(c)-(a)	(c)-(b)	常勤役職員総数	3,639	1,975	2,009	2,014	2,005	1,982	△ 1,657	7	役員数	152	80	82	83	82	84	△ 68	4	うち県退職者	89	42	40	42	41	42	△ 47	0	うち県派遣	25	7	7	7	7	7	△ 18	0	職員数	3,487	1,895	1,927	1,931	1,923	1,898	△ 1,589	3	うち県退職者	11	24	35	39	43	36	25	12	うち県派遣	677	149	130	106	90	86	△ 591	△ 63
年度	14 年度 (a)	23 年度 (b)	24 年度	25 年度	26 年度	(27 年度) (c)	(c)-(a)	(c)-(b)																																																																																																																							
法人数	56	39	37	37	36	37	△ 19	△ 2																																																																																																																							
財団・社団法人	37	25	24	24	23	24	△ 13	△ 1																																																																																																																							
株式会社	12	7	6	6	6	6	△ 6	△ 1																																																																																																																							
特別法法人	5	5	5	5	5	5	0	0																																																																																																																							
社会福祉法人	2	2	2	2	2	2	0	0																																																																																																																							
年度	14 年度 (a)	23 年度 (b)	24 年度	25 年度	26 年度	(27 年度) (c)	(c)-(a)	(c)-(b)																																																																																																																							
常勤役職員総数	3,639	1,975	2,009	2,014	2,005	1,982	△ 1,657	7																																																																																																																							
役員数	152	80	82	83	82	84	△ 68	4																																																																																																																							
うち県退職者	89	42	40	42	41	42	△ 47	0																																																																																																																							
うち県派遣	25	7	7	7	7	7	△ 18	0																																																																																																																							
職員数	3,487	1,895	1,927	1,931	1,923	1,898	△ 1,589	3																																																																																																																							
うち県退職者	11	24	35	39	43	36	25	12																																																																																																																							
うち県派遣	677	149	130	106	90	86	△ 591	△ 63																																																																																																																							

3 仕事改革

取組概要	主な取組
<p>ア 事務事業の見直し (ア) 事務事業の定期的な見直し等</p>	<p>毎年度の予算編成過程において、補助金の公益上の必要性、緊急性などを勘案しながら、見直しを進めるとともに、補助金以外の事業についても、事業の必要性、事業手法の妥当性などの観点から、徹底した見直しに取り組んでいます。</p>
<p>(イ) ICT の有効活用による業務改善・情報セキュリティ対策の強化</p>	<p>◎ 情報システムの全体最適化</p> <p>汎用機の廃止及び各種統計システムの再開発、並びにサーバなどシステム運用機器の更なる集約等に取り組むため、平成 26 年 3 月に「千葉県情報システム整備計画」を策定しており、「IT 関連事業予算調査」、「主要システムに係る予算ヒアリング」及び「情報システム自己評価」の実施を通し、今後とも、経済性、安全性及び信頼性等の観点を踏まえた最適な情報システムを構築できるよう取り組むこととしています。</p> <p>なお、ホストコンピュータは、平成 27 年 8 月末をもって廃止し、サーバ集約等については、平成 27 年 3 月に稼働を開始した統合サーバ（2 期目）への集約を図ることとしています。</p> <p>◎ ICT を活用した情報発信力の向上</p> <p>市町村が発令した避難勧告等の情報を迅速かつ確実に伝えるため、Lアラート(災害情報共有システム)を利用した情報提供を、平成 27 年 3 月から開始しました。避難勧告等の情報は、Lアラートにより各メディアに配信され、住民は NHK 総合テレビのデータ放送やインターネットなどで直ちに確認できるようになりました。</p> <p>≪Lアラートによる情報伝達の流れ≫</p> 

<p>(ウ) 入札・契約制度等の改善</p>	<p>◎ 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用</p> <p>ダンピングを防止し、契約先企業の労働環境に資するため、建物の清掃や警備等の委託業務においては従来から低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用していたところですが、平成25年度から緑地管理等を追加し、「特定委託業務(*)」として制度を適用することとしました。</p> <p>さらに、平成26年度にも見直しを行い、「特定委託業務」以外の予定価格が500万円以上の全ての委託業務について、原則低入札価格調査制度を適用することとしたところです。</p> <p>(*) 特定委託業務</p> <p>(県有庁舎等に係る) 建物清掃、電気・機械設備等保守管理、警備、建物総合管理 (県が所有する公園・緑地等に係る) 緑地管理、除草、樹木管理、樹木等害虫駆除</p> <p>◎ 建設工事の入札制度</p> <p>≪平成25～26年度における入札・契約制度の改善状況(建設工事)≫</p> <table border="1" data-bbox="724 602 1856 1219"> <tr> <td>平成25年度 (平成25年4月～)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※県土整備部で試行) ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●公共工事に要する経費の前金払等取扱要領の改正(前金払を一律4割) </td> </tr> <tr> <td>平成25年度 (平成25年7月～)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法) ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※全県での試行に拡大) </td> </tr> <tr> <td>平成26年度 (平成26年11月～)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札における1者入札有効範囲の拡大 ●多様な入札方式の選択 ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●フレックス工期契約制度の導入(建築工事及び建築設備工事) </td> </tr> <tr> <td>平成26年度 (平成27年4月～)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除 ●入札における工事費内訳書提出義務化への対応 ●予定価格事後公表の拡大 ●県内中小企業の受注機会確保の強化 ●低入札調査基準価格(又は最低制限価格)の算定方式の変更 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更 (2) 端数処理の変更 ●入札手続に要する期間の短縮(※施行から本格実施へ) </td> </tr> </table>	平成25年度 (平成25年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※県土整備部で試行) ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●公共工事に要する経費の前金払等取扱要領の改正(前金払を一律4割) 	平成25年度 (平成25年7月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法) ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※全県での試行に拡大) 	平成26年度 (平成26年11月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札における1者入札有効範囲の拡大 ●多様な入札方式の選択 ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●フレックス工期契約制度の導入(建築工事及び建築設備工事) 	平成26年度 (平成27年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除 ●入札における工事費内訳書提出義務化への対応 ●予定価格事後公表の拡大 ●県内中小企業の受注機会確保の強化 ●低入札調査基準価格(又は最低制限価格)の算定方式の変更 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更 (2) 端数処理の変更 ●入札手続に要する期間の短縮(※施行から本格実施へ) 																						
平成25年度 (平成25年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※県土整備部で試行) ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●公共工事に要する経費の前金払等取扱要領の改正(前金払を一律4割) 																														
平成25年度 (平成25年7月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●建設工事等の低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直し(調査基準価格及び最低制限価格の算定方法) ●一般競争入札の期間短縮の事務手続(※全県での試行に拡大) 																														
平成26年度 (平成26年11月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●一般競争入札における1者入札有効範囲の拡大 ●多様な入札方式の選択 ●現場代理人の常駐義務緩和の拡大 ●フレックス工期契約制度の導入(建築工事及び建築設備工事) 																														
平成26年度 (平成27年4月～)	<ul style="list-style-type: none"> ●県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除 ●入札における工事費内訳書提出義務化への対応 ●予定価格事後公表の拡大 ●県内中小企業の受注機会確保の強化 ●低入札調査基準価格(又は最低制限価格)の算定方式の変更 <ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更 (2) 端数処理の変更 ●入札手続に要する期間の短縮(※施行から本格実施へ) 																														
<p>(エ) 業務継続マネジメントの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災の経験等を踏まえ、平成25年1月に、より実践に即した計画となるよう業務継続計画の見直しを行い、さらに、平成27年3月、出先機関を対象とした計画を整備し、全庁的な業務継続体制の確立を図ったところです。また、平成26年1月には、新型インフルエンザ編を策定しています。 ・業務継続計画の実効性を確保するため、「危機管理週間」や「危機管理月間」を通じて、本計画の職員への周知や各所属における必要な計画の見直し、更にはマニュアルの整備などを進めています。 																														
<p>イ 県の役割の再構築</p> <p>(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年3月に策定した「公の施設の見直し方針」に基づき、個々の施設について見直しを行い、平成25年度から平成27年6月末までに、①東金病院、②南房パラダイス(民間移譲)、③中央防災センター、④中央駐車場、⑤花植木センター、⑥手賀沼親水広場(我孫子市へ移譲)の6施設を廃止しました。 ・平成27年4月1日現在、107施設中61施設において、指定管理者制度が導入されています <p>≪施設数の推移≫</p>  <table border="1" data-bbox="779 1700 1803 2089"> <caption>公の施設数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H14</td><td>137</td></tr> <tr><td>H15</td><td>135</td></tr> <tr><td>H16</td><td>132</td></tr> <tr><td>H17</td><td>122</td></tr> <tr><td>H18</td><td>120</td></tr> <tr><td>H19</td><td>120</td></tr> <tr><td>H20</td><td>119</td></tr> <tr><td>H21</td><td>115</td></tr> <tr><td>H22</td><td>115</td></tr> <tr><td>H23</td><td>113</td></tr> <tr><td>H24</td><td>110</td></tr> <tr><td>H25</td><td>111</td></tr> <tr><td>H26</td><td>110</td></tr> <tr><td>H27</td><td>107</td></tr> </tbody> </table>	年度	施設数	H14	137	H15	135	H16	132	H17	122	H18	120	H19	120	H20	119	H21	115	H22	115	H23	113	H24	110	H25	111	H26	110	H27	107
年度	施設数																														
H14	137																														
H15	135																														
H16	132																														
H17	122																														
H18	120																														
H19	120																														
H20	119																														
H21	115																														
H22	115																														
H23	113																														
H24	110																														
H25	111																														
H26	110																														
H27	107																														
<p>(エ) 県業務の更なる民間委託の推進</p>	<p>◎ 民間委託対象業務の拡大の検討</p> <p>民間委託については、費用対効果や事務量軽減効果等を見極めた上で、拡大を図っているところであり、平成25年度から委託することとなった主な業務は下記のとおりです。</p> <p>平成25年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民のスポーツニーズ等に係るアンケート調査集計業務 <p>平成26年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「血液製剤適正使用推進事業」の運営 ・「ちばエコ農産物」の認証に係る現地確認 ・農作物原種生産業務 <p>平成27年度～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生検査 ・環境講座の運営 ・農業大学校公用車運転等業務 <p>◎ 包括的民間委託の拡大</p> <p>工業用水道の浄水場で導入を進めている包括民間委託については、平成23年度より2年間、南八幡浄水場で試行した結果、事務負担の軽減等一定の成果が確認できたことから、平成25年度より南八幡浄水場と人見浄水場で本格的に実施しています。また、平成27年度からは郡本浄水場と袖ヶ浦浄水場での導入も開始します。</p>																														

(オ) 規制改革の推進	「規制改革に関する基本方針（平成24年1月策定）に基づき、随時見直しを行っています。平成27年3月には、庁内の規制に関する実態と規制改革の取組状況について調査を行いました。
ウ 多様な主体との連携・協働 (ア) 自助力・共助力・公助力の連携	<p>◎ 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進</p> <p>地域課題に対応するため、地域の様々な主体が連携・協働し、課題解決に取り組むことのできる仕組みづくりを推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域コミュニティ活性化支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体がそれぞれの特性を活かし役割分担しながら地域の課題解決に取り組む事業に対し、補助を行いました。（平成25年度 5事業、平成26年度 5事業） ○ちばコラボ大賞の実施 <ul style="list-style-type: none"> 地域の様々な主体が連携し、他のモデルとなるような優れた事例に取り組んでいる団体を表彰し、県民等に周知することにより連携による地域づくりの促進を図りました。（平成25年度 3事例、平成26年度 3事例） ○協働事例集の作成 <ul style="list-style-type: none"> これまで県が実施してきた事業を中心に協働事例を取りまとめ、協働を始める際の参考となるような協働事例集（30事例を掲載）を作成し、平成27年3月に公表しました。 <p>◎ 地域防災力の向上</p> <p>平成26年4月に「千葉県防災基本条例」を施行しました。条例では、県民や事業者、自主防災組織等、県等の役割や取組事項を具体的に定めており、自助・共助の自主的かつ積極的な取組を一層推進する内容となっています。</p> <p>平成26年度は県内6会場で地域防災に関する講演や先進的な自主防災組織の活動事例の発表等を行う「地域防災力向上セミナー」を開催し、自助・共助の取組を推進しています。</p> <p>◎ 事業者との地域貢献に係る包括協定の推進</p> <p>県では、「事業者の地域貢献に関するガイドライン」を作成し、事業者の自主的な地域貢献活動への取組をお願いしています。</p> <p>平成26年度末現在、県内で多店舗を展開する大手小売業者など15社と県の間で「地域振興・地域貢献に関する包括協定」を締結し、イベントの共催や、地域防災の協力、環境対策などについて、各地域の自主的な取組が進むよう促しています。</p>

4 資産改革

取組概要	主な取組																								
ア 資産マネジメントの推進	<p>平成26年4月に資産経営課を設置し、現在、県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や庁舎等について、総合的かつ計画的な管理を推進するため、国からの要請を踏まえて、全ての県有施設を対象とする「公共施設等総合管理計画」の策定作業を進めています。</p> <p>この計画については、長期的な視点をもって長寿命化・更新・統廃合などを計画的に進めることで、財政負担の軽減・平準化と県有施設の最適配置を実現することを目的としています。</p>																								
イ 資産の処分促進・有効活用 (ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギーの導入	<p>◎ 庁舎等の資産マネジメントの推進（再掲）【計画：④-ア-(イ)】</p> <p>国の補助金により造成した千葉県再生可能エネルギー導入推進基金を活用して、災害時等に必要なエネルギーを確保するため、避難所や防災拠点等となる県有施設へ太陽光発電設備及び蓄電池を導入しました。</p> <p>《実施（予定）箇所一覧》</p> <table border="1" data-bbox="741 1872 1820 2151"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>施設名等</th> <th>災害時の主な用途</th> <th>設置設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25・26</td> <td>長生合同庁舎</td> <td>災害対策本部支部・帰宅困難者滞在</td> <td>太陽光・蓄電池</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>香取特別支援学校</td> <td>福祉避難所</td> <td>太陽光・蓄電池</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>大網白里特別支援学校</td> <td>避難所</td> <td>太陽光・蓄電池</td> </tr> <tr> <td>26・27</td> <td>桜ヶ丘特別支援学校</td> <td>避難所</td> <td>太陽光・蓄電池</td> </tr> <tr> <td>26・27</td> <td>夷隅特別支援学校</td> <td>福祉避難所</td> <td>太陽光・蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ 県有資産を活用した再生エネルギーの導入</p> <p>民間事業者が行う再生可能エネルギー事業に対する県用地及び県有施設の提供を行いました。</p> <p>※（ ）内の数字…（年間想定発電量／一般家庭の年間使用電力量 戸数相当）</p> <p>（メガソーラー）</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業庁袖ヶ浦浄水場（106.5万kWh／約300戸） H25.12 事業開始 〃 富津地区配管送電線用地（426万kWh／約1,200戸） H26.3 事業開始 〃 成田スカイアクセス沿線用地（1,350万kWh／約4,100戸） H26.11 事業候補者決定 〃 山倉ダム（フート式メガソーラー）（1,563.5万kWh／約4,700戸） H26.11 事業候補者決定 <p>（小水力）</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業庁古都辺取水場（101万kWh／約300戸） H26年4月事業開始 など 	年度	施設名等	災害時の主な用途	設置設備	25・26	長生合同庁舎	災害対策本部支部・帰宅困難者滞在	太陽光・蓄電池	26	香取特別支援学校	福祉避難所	太陽光・蓄電池	26	大網白里特別支援学校	避難所	太陽光・蓄電池	26・27	桜ヶ丘特別支援学校	避難所	太陽光・蓄電池	26・27	夷隅特別支援学校	福祉避難所	太陽光・蓄電池
年度	施設名等	災害時の主な用途	設置設備																						
25・26	長生合同庁舎	災害対策本部支部・帰宅困難者滞在	太陽光・蓄電池																						
26	香取特別支援学校	福祉避難所	太陽光・蓄電池																						
26	大網白里特別支援学校	避難所	太陽光・蓄電池																						
26・27	桜ヶ丘特別支援学校	避難所	太陽光・蓄電池																						
26・27	夷隅特別支援学校	福祉避難所	太陽光・蓄電池																						

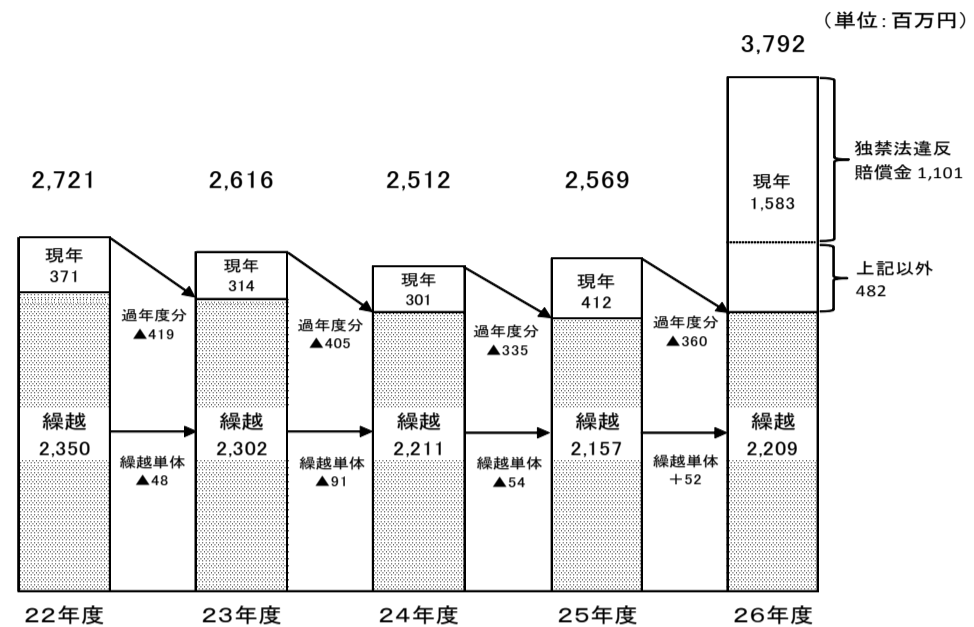
ウ 債権管理の適正化

平成 26 年度決算における一般会計と特別会計を合わせた普通会計の税外収入未済額は、約 37 億 9,200 万円(見込み)と依然として多額であり、引き続き未済額縮減に取り組んでいく必要があります。

◎ 債権管理回収業務の民間委託の拡大 [計画：④-ウ-(イ)]

現在、県営住宅家賃は平成 20 年度から、水道料金の一部については平成 21 年度からサービサー(債権回収会社)による集金代行業務を実施しています。また、滞納者への催告や納付交渉なども行うことができる弁護士法人等の活用について検討を進めているところであり、平成 27 年度は母子寡婦福祉資金の債権管理業務の一部を試行的に委託し、効果等を検証してまいります。

《参考：普通会計における収入未済額の推移》



5 今後の取組

改革の視点・基本的方向性ごとの課題

➤ 公正・透明な行財政運営の確立

本県のコンプライアンス推進の取組では、これまで主に職員の不正に直結しやすい経理処理の適正な確保を中心に、その対策に取り組んできたところです。

しかし、最近では、職員の不注意による事務誤りが行政運営に対する県民の信頼を損ねる事案も出ており、各職場の主体的な取組と職員一人ひとりへの効果的な働きかけ(浸透)と併せ、事務誤りを防ぐ仕組みづくりが課題となっています。

➤ 組織・人材改革

組織の見直しや職員の能力向上に向けた研修の実施などについては、これまでの取組を着実に進める一方、平成 26 年度の地方公務員法の改正や千葉県行政改革審議会の提言を受けて、引き続き人事評価制度や運用の見直しの検討を行う必要があります。

➤ 仕事改革

I C Tを活用した事務事業の見直しや、入札・契約制度の改善などは概ね計画どおりに進捗していますが、規制改革など十分な取組がなされていないものもあり、更に検討を進める必要があります。

➤ 資産改革

今後、多くの県有施設で老朽化と建替え需要の増大が見込まれる中、行政サービス水準の維持に配慮しつつ、より適切な資産マネジメントを進めていくことが課題となっています。